

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	大阪港湾局 計画整備部 工務課 (環境保全) (06-6615-7795)
処分担当名	同上
処分の名称	港湾環境整備負担金の減免
概要	港湾法に基づく港湾環境整備負担金は、公益上その他特別の事由があると認められるときは、負担金を減額し、又は免除することがあります。負担金の減額又は免除を受けようとするときは、理由を記載した申請書により市長に申請しなければなりません。
根拠法令等 及び条項	大阪市環境整備負担金条例 (昭和55年4月1日条例第29号) 第6条第4項 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市環境整備負担金条例施行規則 (昭和55年4月1日規則第31号) 第5条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	<p>◎負担金を減額し、又は免除することができる「公益上その他特別の事由があると認めるとき」とは、次の場合である。</p> <p>1. 負担金対象事業者が、港湾の環境を整備し、又は保全することを目的として、市長の指導により公共の緑地等を整備し、又はそのための用地を提供した者であって、その緑地等の規模が当該負担対象事業者の工場又は事業場の規模に比較して相当程度以上に達していると市長が認めるとき (施行規則第5条第1項第1号)</p> <p>○減免対象とする工事の種類は、条例第2条第1項第1号及び第2号に規定する工事 (陸上の工事) であり、水域の工事は含まないものとする。</p> <p>○当分の間、緑地等の規模の大小は問わないものとする。</p> <p>○緑地は、工場立地法施行規則第3条各号に掲げる施設に準じて整備されたものとする。</p> <p>○緑地等とは、港湾法第2条第5項第9号の3に規定される港湾環境整備施設に準じた施設又は、工場立地法施行規則第4条に規定される施設に準じた施設で、従業員厚生用のものを除く。</p> <p>○減免する負担金の額は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">工事に要した費用×負担割合×$\frac{\text{工事の完了した日における当該緑地等の面積の合計}}{\text{条例第2条第2項第8号に規定する面積}}$</p> <p>○当該緑地等は事業場等の敷地には含まれない。</p> <p>2. 1に準じる場合であって、市長が特に認めるときは、次に該当する者の場合である。</p> <p>①工事の完了した日において、負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計の100分の5以上の緑地等を整備している者</p> <p>○減免する負担金の額は、上記1に準じる。</p> <p>○緑地は、工場立地法施行規則第3条各号に掲げる施設に準じて整備されたものとする。</p> <p>○緑地等とは、港湾法第2条第5項第9号の3に規定される港湾環境整備施設に準じた施設又は、工場立地法施行規則第4条に規定される施設に準じた施設で、従業員厚生用のものを除く。</p> <p>○当該緑地等は事業場の緑地に含まれる。</p> <p>②従業員厚生用の野球場、テニスコートその他の運動場を相当程度以上一般市民に開放している者</p> <p>○減免する負担金の額は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">工事に要した費用×負担割合×$\frac{\text{工事の完了した日における当該野球場等の面積の合計}}{\text{条例第2条第2項第8号に規定する面積}}$</p> <p>○当該野球場等は事業場等の敷地に含まれる。</p> <p>○①②ともに減免対象とする工事の種類は、条例第2条第1項第1号及び第2号に規定する工事 (陸域の工事) で、水域の工事は含まないものとする。</p> <p>3. 1及び2の場合のほか、市長が公益上の理由により特に必要と認めるときは、次に該当する者の場合である。</p> <p>○次に該当する場合は対象となる負担金を免除とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例第3条第1号イに掲げる事業者 ・条例第3条第1号ア又はイに掲げる事業者で、当該工事の完了した日後10年間に負担区域内にある工場又は事業場の敷地が増加した者。 <p>○免除の対象とする工事の種類は、条例第2条第1項第1号及び第3号に規定する工事とする。(建設改良工事)</p> <p>◎減額金額の計算 減額の計算は、各負担対象工事、各区分ごとに行い、緑地等、野球場その他の運動場の面積の合計に1平方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。</p> <p>◎減額の限度額等 減額対象となる金額が、本来負担すべき負担金の額の2分の1を超える場合は、これを2分の1にとどめる。</p>
標準処理期間	審議会答申後20日程度
経由日数	なし
提出先	大阪港湾局 計画整備部 工務課 (環境保全)

様式 1

提出時期	随時
提出方法	理由を記載した申請書を提出してください。
手数料	なし
相談窓口	大阪港湾局 計画整備部 工務課（環境保全）
ホームページ	
備考	